

○杉並区障害者24時間安心サポート事業実施要綱

杉並区障害者24時間安心サポート事業実施要綱

平成18年12月23日

杉並第62998号

改正 平成21年3月18日杉並第70160号

平成24年10月12日杉並第37120号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の障害者が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど緊急に支援が必要となった場合（以下「緊急サポート必要時」という。）において、在宅生活における不安解消と安全確保を図るため、障害者24時間安心サポート事業（以下「サポート事業」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 サポート事業の実施主体は、区とする。

(対象者)

第3条 サポート事業の対象者は、区内に住所を有する概ね5歳以上65歳未満の在宅の障害者（児）で、緊急時に介護を求めることができる親族等がないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する障害者は、対象としない。

- (1) サポート事業の申し込み時において、第4条の規定によりサポート事業を委託した事業者以外で障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第28条第1項第1号又は第7号の障害福祉サービスを受けることが可能な障害者
- (2) 伝染性疾患を有している障害者
- (3) 介護が著しく困難と認められる障害者
- (4) その他疾病等のため入院治療を要する障害者

(実施事業者)

第4条 サポート事業は、法第29条第1項に基づいて都道府県知事が指定した指定居宅介護事業者又は指定短期入所事業所へ委託して実施するものとする。

(事業内容)

第5条 サポート事業は、緊急サポート必要時に、前条の規定より区が委託した事業者（以下「実施事業者」という。）は、第3条の規定によりサポート事業の対象となる障害者に対し、次の各号に掲げる援護を行うものとする。

- (1) 障害者の自宅で身体介護又は家事援助など日常生活に必要な援護（以下「緊急ヘルパー」という。）
- (2) 障害者へ一時的な施設の利用を提供することによる身体介護及び食事の提供など日常生活に必要な援護（以下「緊急ショート」という。）

(一回の利用時間)

第6条 サポート事業の一回の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急ヘルパーは、12時間を限度とする。
- (2) 緊急ショートは、1泊2日とする。

(利用方法)

第7条 サポート事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、緊急ショートの実施事業者へ連絡し、法第28条第1項第7号の障害福祉サービスの支給を受け利用するものとする。ただし、次に該当するときは、除く。

- (1) 障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に該当するとき。
- (2) 区長が特別に認めるとき。

2 利用者は、緊急ショートを優先して利用するものとし、緊急ショートを利用できない状況にある場合等において緊急ヘルパーを利用できるものとする。

(利用の手続)

第8条 利用者は、実施事業者が定める所定の手続きを行うものとする。

(報告)

第9条 実施事業者は、利用の状況を毎月速やかに区長へ報告するものとする。

(利用の取消)

第10条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、サポート事業を利用することができないものとする。

(1) 第3条第1項に定める要件を欠くに至ったとき、又は同第2項各号に定める事由が生じたとき。

(2) 災害その他の事故により、サポート事業の実施ができなくなったとき。

(関係機関等との連絡)

第11条 実施事業者は、サポート事業を実施するにあたっては、関係機関等との連絡を密にするものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか実施について必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から適用する。

附 則 (平成24年10月12日杉並第37120号)

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。